

保育料徴収基準一覧表

【ひとり親または障害がある子の世帯】

3 歳 未 満 児 （ 3 号 ）		町民税額 所得割額（円）	保育短時間		保育標準時間		備考
			階層	金額（円）	階層	金額（円）	
	1	生活保護	T 1	0	H 1	0	
	2	0	T 2 - 1	0	H 2 - 1	0	
	3	48,600未満	T 3 - 1	4,500	H 3 - 1	4,500	年齢・同時通園に関係なく年長者の子から数えた2子、3子全額減額
	4	48,600以上 77,101未満	T 4 - 1 K	4,500	H 4 - 1 K	4,500	
		77,101以上 97,000未満	T 4 - 1	25,000	H 4 - 1	25,400	同時通園者の年長者の子から数えた2子1/2、3子全額減額
	5	97,000以上 169,000未満	T 5	37,000	H 5	37,400	
	6	169,000以上 301,000未満	T 6	45,000	H 6	45,400	
	7	301,000以上 397,000未満	T 7	47,000	H 7	47,600	
	8	397,000以上	T 8	48,000	H 8	48,600	

【ひとり親または障害がある子に該当しないその他の世帯】

3 歳 未 満 児 （ 3 号 ）		町民税額 所得割額（円）	保育短時間		保育標準時間		備考
			階層	金額（円）	階層	金額（円）	
	1	生活保護	T 1	0	H 1	0	
	2	0	T 2 - 2	0	H 2 - 2	0	
	3	48,600未満	T 3 - 2	11,000	H 3 - 2	11,200	年齢・同時通園に関係なく年長者の子から数えた2子1/2、3子全額減額
	4	48,600以上 57,700未満	T 4 - 2 K	25,000	H 4 - 2 K	25,400	
		57,700以上 97,000未満	T 4 - 2	25,000	H 4 - 2	25,400	同時通園者の年長者から数えた2子1/2、3子全額減額
	5	97,000以上 169,000未満	T 5	37,000	H 5	37,400	
	6	169,000以上 301,000未満	T 6	45,000	H 6	45,400	
	7	301,000以上 397,000未満	T 7	47,000	H 7	47,600	
	8	397,000以上	T 8	48,000	H 8	48,600	

※ 保育短時間は午前8時～午後4時の利用、保育標準時間は午前8時～午後4時以外の時間帯も利用の認定を受けた方になります。

※ 同時通園者の年長者から数えた第2子は1/2、第3子は全額減額します。

ただし、T 4 - 2 K以下の階層（ひとり親・障害の子の場合はT 4 - 1 K）の場合は、年齢・同時通園に関係なく年長者から数えます。

※ 町民税額所得割額は父および母の所得割額の合算額となります。ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合は、その方も合算対象となる場合があります。

※ ひとり親・障害を理由に保育料の減免を受ける場合は、証明書類（児童扶養手当証書・身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書等）を確認させていただきます。

※ 保育料の他に、利用施設が実費徴収する費用につきましては、利用施設に直接ご確認ください。